

令和 5 年 6 月 12 日現在

機関番号：33905

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K13581

研究課題名（和文）非類似の物品にかかる形態の保護における不正競争防止法2条1項1号の位置づけ

研究課題名（英文）Does the protection under Article 2, paragraph (1), item (i) of the Unfair Competition Prevention Act extend to designs of dissimilar articles?

研究代表者

末宗 達行 (Suemune, Tatsuyuki)

金城学院大学・生活環境学部・講師

研究者番号：80822254

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、非類似の物品に対する形態の顧客吸引力の冒用を規制する手段としての、不正競争防止法2条1項1号による商品形態の保護の可能性を明らかにすることを目的とした。イギリスにおけるデザイン保護法制の全体状況を把握したうえで、特にコモン・ロー上の不法行為であるパッシングオフによる商品形態保護を中心に、日本の不正競争防止法2条1項1号との比較検討を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

不正競争防止法2条1項1号による商品形態の保護においては、機能的特徴をどのように扱うべきかが問題となるが、その前提として、その形態が同一の商品に係るものであるがゆえに機能的特徴の扱いが問題となるものと考えられる。非類似の物品に対する形態に対する保護を検討することを通じて、不正競争防止法2条1項1号のもとでの保護における機能的特徴の扱いに関する議論への示唆を得ることが学術上の意義といえる。

研究成果の概要（英文）：This research aimed to consider the possibility of extending the protection under Article 2, paragraph (1), item (i) of the Unfair Competition Prevention Act to designs of different articles as a means of regulating the exploitation of customer attractiveness. First, this study reviews the overall situation of design protection in the United Kingdom. Then, it compared the protection of the appearance of goods under the law of passing off, a common law tort, with that under Article 2, paragraph (1), item (i) of the Japanese Unfair Competition Prevention Act.

研究分野：知的財産法

キーワード：Passing off 不正競争防止法 デザイン パッシング・オフ

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

(1) 同一又は類似の物品への意匠権の効力の限定、それに対する批判の登場

そもそも、物の形態を保護する法制度としては、意匠法、著作権法、商標法、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号及び同 2 条 1 項 3 号が存在する。このうち、物の形態を保護することの中心的役割を果たすのは、意匠法である。意匠の定義において、「物品...の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合...」(意匠法 2 条 1 項)とあり、意匠と物品とは密接な関連を有する。また、意匠権の効力は、その意匠に係る物品と同一又は類似の物品にまでしか及ばないとされる(最判昭和 49 年 3 月 19 日民集 28 巻 2 号 308 頁<可撓性伸縮ホース>)。このように意匠と物品が密接に関連し、意匠権の効力が非類似の物品に及ばないとされている理由として、プロダクトデザインの対象である道具の目的や機能は、デザイン成立の前提条件であるため、物品が造形対象の目的及び機能を象徴する概念であり、意匠創作の起点であるからと指摘される(五味飛鳥「類否判断における意匠の物品性が果たす役割 部分意匠及び画像意匠の類否判断の場面を含めて」日本工業所有権法学会年報 40 号(2017 年)187-188 頁)。

これに対して、学説において、侵害判断(意匠権の効力範囲の判断)において物品が同一又は類似である必要性を、批判的に論じる見解が登場している(青木大也「意匠の類似と物品の類似 知的財産権の範囲と物品等の意義」日本工業所有権法学会年報 40 号(2017 年)19 頁以下)。また、立法面でも、技術開発の進展による企業からのニーズの高まりを背景として、非類似の物品に対しても意匠法の保護を拡大するべきかにつき、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会で議論が 2018 年 8 月から開始された。すなわち、電子機器の表示画面のいわゆる「壁紙」のように、物品の機能と関係しない画像も保護対象とすべきかについて、検討課題として挙げられた(産業構造審議会知的財産分科会・第 6 回意匠制度小委員会 配布資料「資料 1 意匠制度の見直しの検討課題について」18, 20 頁)。

(注:研究開始後の 2019 年に意匠法が改正され、新たな保護対象として「画像」の意匠が加わった。)

(2) 従来の学術的背景に対する問い

第一に、非類似の物品にかかる形態の冒用を、意匠法の問題(立法論)として論じることは、(意匠法の保護対象である)デザイン成立の前提条件と矛盾する。プロダクトデザインにおいて、造形対象の道具の目的や機能はデザイン成立の前提条件であるならば、非類似の物品にかかる形態の冒用は、その前提を欠く。非類似の物品に形態を模倣しようとする背景には、道具の目的や機能とは無関係に、その形態に備わる顧客吸引力の冒用が意図されている(五味・前掲論文 199 頁注 16 参照)。例えば、著名なスマートフォン形状をシャワーノズルに使用することは、シャワーノズルの機能の改善に無関係であり、当該形状の顧客吸引力を冒用する意図が想定される。そうであれば、意匠法の問題とすること自体、疑問が生じる。

第二に、形態の顧客吸引力の冒用に関する従来の議論は、同一又は類似の物品に対する形態を前提としており、非類似の物品にかかる形態についての解釈論が不十分であった。顧客吸引力の冒用に着目するとき、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号は非類似の商品役務の「出所の混同」も対象としうることから(横山久芳「商標の類否判断の基準と手法(2・完)」民商法雑誌 153 巻 6 号(2018 年)931 頁)非類似の物品に対する形態の顧客吸引力の冒用を規制し得る。しかし、従来の学説は、同一または類似の物品に対する形態の保護を前提としていた。そのため、非類似の物品にかかる形態についての解釈論は十分に展開されていない。

2. 研究の目的

本研究は、非類似の物品に対する形態の顧客吸引力の冒用を規制する手段としての、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号による商品形態の保護の可能性を明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

本研究は、アメリカ法及びイギリス法との比較法的見地から、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号のもと、非類似の物品に対する形態をどのように保護すべきか、及びその保護の根拠・存在意義を明らかにする。

また、本研究の 3 つのステップからなる。第一に、イギリス不法行為 Passing off のもとでの非類似の物品に対する形態保護のあり方に関する文献及び現地研究者への聞き取り調査の実施である。第二に、アメリカ Lanham 法 43 条 a 項のもとでの非類似の物品に対する形態保護のあり方に関する文献及び現地研究者への聞き取り調査の実施である。第三に、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号のもとでの、非類似の物品に対する形態をどのように保護すべきか、及びその保護の根拠・存在意義の検討である。

4. 研究成果

本研究を通じての成果については、下記の4つに分類することができる。

(1) イギリス・パッシングオフによる形態保護に関する調査研究

イギリス・パッシングによる形態保護に関しては、機能的特徴についてのイギリス法の特徴的な扱いについて、検討を加えた。公衆を欺瞞するのであれば、機能的特徴であったとしても、欺瞞の回避義務を被告の側に負わせており、理論上はパッシングオフが成立する可能性は否定できないこと、さらに、商品の外観の事案においてもパッシングオフの要素が立証されれば、機能的特徴の抗弁などの政策的例外は存在しないとしていることなどの特徴を明らかにした。さらにイギリス法を参照したうえで、それを解釈論に取り入れることには慎重にならざるをえないように思われると結論付けた(末宗達行「イギリス・パッシングオフ(Passing off)による商品形態保護 機能的特徴の扱いに焦点をあてて」日本工業所有権法学会年報46号(2023年)27-48頁)。そもそも類似の物品であってもパッシングオフの成立を否定的に解していることから、非類似の物品に関する議論への示唆を得ることは、現時点では難しい状況にあるといえるだろう。

(2) イギリスにおけるデザイン保護の概況に関する調査研究

2019年9月には、ロンドンにてロンドン大学クインメアリー校J. Griffiths教授との面会・研究打ち合わせを行い、形態の保護に関連する法であるイギリスの不法行為類型の一つであるPassing offや著作権法に関する近時の動向について意見交換を行い、また、現地にて資料収集を行った。特に、欧州司法裁判所により下されたCofemel事件先決裁定が特に注目され、Brexit後のイギリス法への影響についての見通しについても意見を交換した。日本においても応用美術に対する著作権保護が拡大する可能性を考慮し、応用美術をめぐる諸問題の一つとして「写り込み」の問題を取り上げ、イギリス法との比較検討を行った(末宗達行「応用美術の『写り込み』をめぐる一考察(1~2・完)-イギリス法との比較を通じた著作権法30条の2の解釈の検討-」早稲田法学97巻4号1-41頁・98巻1号1-46頁(いずれも2022年))。

(3) 画像デザインの保護についての調査研究

デザインと物品との関連が必ずしも強くない画像デザインの保護に関する検討が、非類似の物品に対する形態をどのように保護すべきかの検討を目的とする本研究に資するものと思料して、日本法を対象としてアイコン画像の保護に関する検討を行った(〔口頭報告〕末宗達行「画像デザインに対する法的保護の交錯に関する一考察 意匠法、商標法及び著作権法の観点から」日本知財学会第19回年次学術研究発表会・ブランド経営分科会(2021年11月28日・オンライン) 末宗達行「商標法及び意匠法によるアイコンの保護に関する一考察 商標と意匠の交錯の一断面として」日本知財学会誌19巻1号(2022年)46-57頁)。

(4) 商品等表示としての使用についての調査研究

非類似の物品に対する形態の保護の検討においては、「商品等表示としての使用(商標的使用)」も問題となりうるため、商標的使用の検討も並行して実施しており、それに関連して検索連動型広告に関する商標的使用が問題となった事案の判例評釈を担当する機会を得た(末宗達行「インターネットショッピングモール事業者による検索連動型広告にハイパーリンクを施して広告を掲載する行為に関する商標的使用該当性と使用主体性[大阪高裁平29.4.20判決]」判時2415号(2019年)157-166頁)。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

| | |
|---|---------------------|
| 1. 著者名 末宗達行 | 4. 巻 728 |
| 2. 論文標題 インターネットショッピングモール事業者による検索運動型広告にハイパーリンクを施して広告を掲載する行為に関する商標の使用該当性と使用主体性（大阪高判平29・4・20） | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 判例評論 | 6. 最初と最後の頁 27-36 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---|---------------------|
| 1. 著者名 末宗達行 | 4. 巻 46 |
| 2. 論文標題 イギリス・パッシングオフ（Passing off）による商品形態保護 機能的特徴の扱いに焦点をあてて | 5. 発行年 2023年 |
| 3. 雑誌名 日本工業所有権法学会年報 | 6. 最初と最後の頁 27-48 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---|--------------------|
| 1. 著者名 末宗達行 | 4. 巻 97(4) |
| 2. 論文標題 応用美術の「写り込み」をめぐる一考察(1) -イギリス法との比較を通じた著作権法30条の2の解釈の検討- | 5. 発行年 2022年 |
| 3. 雑誌名 早稲田法学 | 6. 最初と最後の頁 1-41 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

| | |
|---|--------------------|
| 1. 著者名 末宗達行 | 4. 巻 98(1) |
| 2. 論文標題 応用美術の「写り込み」をめぐる一考察(2・完) -イギリス法との比較を通じた著作権法30条の2の解釈の検討- | 5. 発行年 2022年 |
| 3. 雑誌名 早稲田法学 | 6. 最初と最後の頁 1-46 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 末宗達行 | 4. 巻 19(1) |
| 2. 論文標題 商標法及び意匠法によるアイコンの保護に関する一考察 商標と意匠の交錯の一断面として | 5. 発行年 2022年 |
| 3. 雑誌名 日本知財学会誌 | 6. 最初と最後の頁 46-57 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

| |
|--|
| 1. 発表者名 末宗達行 |
| 2. 発表標題 画像デザインに対する法的保護の交錯に関する一考察 意匠法、商標法及び著作権法の観点から |
| 3. 学会等名 日本知財学会第19回年次学術研究発表会・ブランド経営分科会 |
| 4. 発表年 2021年 |

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

| 6. 研究組織 | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|---------|---------------------------|-----------------------|----|
| | | | |

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
| | |